

## 人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成22年10月13日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

### I 職員の給与と民間給与との較差

<月例給>

公民比較		公民較差(A-B)	
民間給与(A)	職員の給与(B)	較差額	較差率
374,310円	375,403円 (346,019円)	△1,093円 (28,291円)	△0.29% (8.18%)

(注) ( )内は「職員の給与の特例に関する条例(平成19年条例第66号)」による臨時的給与削減措置後の数値。

<特別給(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
3.97月	4.15月

### II 本年の給与改定等

#### 1 給料表

給料表については、人事院勧告の内容に準じ、引下げ(平均△0.1%)改定。給与構造改革に伴う経過措置額についても、給料表引下げ改定に見合う措置を実施。

#### 2 職員の所有に係る住居手当

手当額 3,500円 → 1,500円(△2,000円)

〔※単身赴任手当受給職員で配偶者等が居住するものについては〕  
1,700円 → 700円(△1,000円)

また、国や他の都道府県の状況等を踏まえ、長期的に存置することは適当でないことから、来年度中の廃止に向けて検討を進めていく。

#### 3 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

支給月数を0.2月分引下げ 4.15月分 → 3.95月分

(一般の職員の場合の支給月数)

平成22年度	6月期	12月期	計
期末手当	1.25月(支給済み)	1.35月【現行1.50月】	2.60月【現行2.75月】
勤勉手当	0.70月(支給済み)	0.65月【現行0.70月】	1.35月【現行1.40月】
計	1.95月(支給済み)	2.00月【現行2.20月】	3.95月【現行4.15月】

平成23年度以降	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.600月
勤勉手当	0.675月	0.675月	1.350月
計	1.900月	2.050月	3.950月

#### 4 改定の実施時期

この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）からの実施とする。

#### 5 その他の課題

##### (1) 義務教育等教員特別手当等

本手当等については全国的に統一されることが望ましいと考えることから、全国人事委員会連合会における研究成果や他の都道府県との均衡を図ることが適当である。

##### (2) 特殊勤務手当等

特殊勤務手当その他の諸手当については、支給の要否を含めた適正な手当のあり方について常に留意していく必要がある。